

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定により、令和 2 年 11 月 13 日に、神戸市北区藤原台中町 5 丁目 1 番地 1 号済生会兵庫県病院労働組合執行委員長谷口誠二から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和 2 年 11 月 13 日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 事件

済生会兵庫県病院労働組合が主張する次の事項について
賃金・一時金交渉、欠員補充・増員、認定保持者の処遇改善

2 日時

令和 2 年 11 月 24 日（火）以降、前項解決までの期間

3 場所

済生会兵庫県病院 神戸市北区藤原台中町 5 丁目 1 番地 1 号

4 概要

保安要員を除いた組合員による全面争議もしくは一部争議